

V 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、香取郡管内の 3 町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

平成 30 年度の被保護世帯数・人員は 204 世帯、250 人であったが、増加傾向にあり、令和 2 年度の被保護世帯数・人員は 233 世帯、273 人である。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
30 年度(X)	33,708	204	250	7.42
元年度(Y)	33,194	222	270	8.13
2 年度(Z)	32,803	233	273	8.32
伸び率 (Z/X) %	97.3	114.2	109.2	112.1

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

令和 2 年度における被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯 61.4%（143 世帯）、傷病・障害者世帯 30.9%（72 世帯）、母子世帯 0.9%（2 世帯）、その他世帯 6.9%（16 世帯）となっており、高齢者世帯が半数以上を占めている。

表 1－（２）－イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		30 年度 (X)	元年度 (Y)	2 年度 (Z)	伸び率 (Z / X)
合 計	世帯 (世帯)	204	222	233	114.2
単身世帯	高齢者	世帯 (世帯)	110	117	119.1
		割合 (%)	54.0	52.7	－
	傷病・障害	世帯 (世帯)	38	50	152.6
		割合 (%)	18.6	22.5	－
	その他	世帯 (世帯)	16	13	68.7
		割合 (%)	7.8	5.9	－
	小 計	世帯 (世帯)	164	181	121.9
		割合 (%)	80.4	81.5	－
2 人以上の世帯	高齢者	世帯 (世帯)	15	15	80.0
		割合 (%)	7.3	6.8	－
	母 子	世帯 (世帯)	3	4	66.7
		割合 (%)	1.5	1.8	－
	傷病・障害	世帯 (世帯)	18	18	77.8
		割合 (%)	8.8	8.1	－
	その他	世帯 (世帯)	4	5	125.0
		割合 (%)	2.0	2.3	－
	小 計	世帯 (世帯)	40	42	82.5
		割合 (%)	19.6	18.5	－

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

令和 2 年度に開始した 40 世帯についてその理由をみると、貯金等の減少 13 件、世帯主の傷病 6 件等となっている。

また、廃止した 33 世帯についてその理由をみると、死亡 24 件、失そう 2 件等となっている。

表 1－（２）－ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
面接・相談件数 (件)	37	47	37
申 請 件 数 (件)	36	47	39
開 始 件 数 (件)	35	38	40
廃 止 件 数 (件)	20	21	33

（３）実施体制及び訪問活動

査察指導員 1 名及び地区担当員 3 名で管内 3 町を担当しており、令和 2 年度の訪問延件数は 175 件、訪問延日数は 113 日である。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 (実数) 4.1 現在世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数	過去1年間の 地区担当員の延 C 人	地区担当員 1人当たりの月間訪問 実績	
		標準 数 人	現 員 人	標準 数 人	現 員							
					専任 面接員 人	地区 担当員 人	計 画 件	実 績 A 件	実 績 B 日		A 訪問 件数 ／ C 件	B 訪問 日数 ／ C 日
30 年度	195	1	1	3	—	3	854	1022	206	36	28.4	5.7
元 年度	222	1	1	3	—	3	885	963	221	36	26.8	6.1
2 年度	229	1	1	4	—	3	877	175	113	36	4.9	3.1

(4) 生活保護費の支出状況

生活保護費の支出状況を、令和元年度と比較すると、生活扶助費が 6,428,552 円増加し、住宅扶助費が 3,084,541 円増加しており、全体で 10,860,136 円増加となっている。

表 1 - (4) 令和 2 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	130,267,863	67.0	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	50,209,997	25.8	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	187,370	0.1	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	29,540	0.1	介護費・福祉用具費
医療扶助費	2,291,300	1.1	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0.0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	217,531	0.1	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	2,147,083	1.1	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	185,350,684	95.3	
就労自立給付金	0	0	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	9,118,510	4.7	救護施設事務費
合 計	194,469,194	100.0	

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

該当者なし

表2-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数(世帯)	—	—	—
人 員(人)	—	—	—

※1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

該当者なし

表2-(2)-イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
開 始	世帯数(世帯)	—	—	—
	人 員(人)	—	—	—
廃 止	世帯数(世帯)	—	—	—
	人 員(人)	—	—	—

(3) 支援給付金の支出状況

該当者なし

表 2 - (3) 令和 2 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	—	—	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	—	—	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	—	—	介護費・福祉用具費
医療支援給付	—	—	検診料・移送費等
出産支援給付	—	—	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	—	—	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	—	—	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	—	—	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	—	—	

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

平成 30 年度までは被給付世帯数が 0 世帯であったが、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の流行に伴う就労機会の減少を背景に急増し、令和 2 年度の被給付世帯数は 14 件となっている。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
世帯数 (世帯)	—	1	14